

2025年度 同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題（刑事訴訟法）解説

1 解説

- (1) 問題1は、強盗傷人の被疑事実で現行犯逮捕された被疑者Xについて、間近い時にXを凶器のナイフの投棄場所に案内させ、同ナイフを押収するとともに、Xの立会いのもとで投棄場所の実況見分を実施する確実な予定がある場合において、弁護人となろうとする弁護士甲からXとの初回の接見の申出を受けた司法警察員Lが、接見の日時を翌日と指定したとの設例を素材に、接見指定に関する基本的な理解及び設例における応用力を試すものである。

刑訴法39条1項は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人となろうとする者と立会人なくして接見等を行うことができるとして、被疑者と弁護人等との接見交通権を規定している。最高裁平成11年3月24日大法廷判決（民集53巻3号514頁）は、この接見交通権について、憲法34条前段の保障に由来するとはいえ、捜査権に絶対的に優先するものではないとしたうえ、接見交通権の行使につき捜査機関が制限を加えることを認めている刑訴法39条3項本文の規定は、「被疑者の取調べ等の捜査の必要と接見交通権の行使との調整を図る趣旨で置かれたものである」とし、「刑訴法39条3項本文にいう『捜査のため必要があるとき』とは、右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ、右要件が具備され、接見等の日時等の指定をする場合には、捜査機関は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護人等と防御の準備をすることができるような措置を採らなければならないものと解すべきである。そして、弁護人等から接見等の申出を受けた時に、捜査機関が現に被疑者を取調べ中である場合や実況見分、検証等に立ち会わせている場合、また、間近い時に右取調べ等をする確実な予定があって、弁護人等の申出に沿った接見等を認めたのでは、右取調べ等が予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などは、原則として右にいう取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たると解すべきである。」と判示している。接見交通権の意義及び接見指定制度の趣旨を踏まえ、「捜査のため必要があるとき」という文言の解釈を示して具体的なあてはめをする必要がある。甲の希望する「今から1時間」の接見を認めると、捜査に顕著な支障が生ずる場合に当たるか否かは、Xに投棄現場を案内させる必要性やナイフを早期に発見して押収することの重要性、ナイフが散逸する危険性、日没との関係で早期に実施すべき必要性等を考慮して判断することとなる。

次に、接見指定の要件が認められれば、捜査機関はいかなる内容の指定をすることも許されるというわけではなく、「その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであってはならない。」（刑訴法39条3項ただし書）。Xは、甲が接見の申出をするまでに、弁護人及び弁護人となろうとする者のいずれとも接見していなかったのであるから、甲による接見は逮捕された被疑者との初回の接見となる予定であった。このような接見の申出を受けた場合において捜査機関が講ずべき措置に

ついて、最高裁平成12年6月13日第三小法廷判決(民集54巻5号1635頁)は、「弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとっては、弁護人の選任を目的とし、かつ、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である。したがって、右のような接見の申出を受けた捜査機関としては、前記の接見指定の要件が具備された場合でも、その指定に当たっては、弁護人となろうとする者と協議して、即時又は近接した時点での接見を認めても接見の時間を指定すれば捜査に顕著な支障が生じるのを避けることが可能かどうかを検討し、これが可能なときは、(中略)即時又は近接した時点での接見を認めるようにすべきであ[る]」とし、「このような場合に、被疑者の取調べを理由として右時点での接見を拒否するような指定をし、被疑者と弁護人となろうとする者との初回の接見の機会を遅らせることは、被疑者が防御の準備をする権利を不当に制限するものといわなければならない。」と判示している。同判決を踏まえ、し、甲との協議が整わなかったとはいえ、接見の日時を翌日と指定したことが、刑訴法39条3項ただし書に違反しないかについて具体的な検討を行う必要がある。

- (2) 問題2は、一事不再理の原則の定義及び根拠並びに一事不再理効が及ぶ客観的範囲について説明を求めるものである。

憲法39条後段は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」とし、一事不再理の原則を定めている。判例・通説は、同原則の根拠について、人は同一の犯罪事実について有罪とされる危険に重ねてさらされることはないとする二重の危険説を採っている(判例について、最高裁昭和25年9月27日大法廷判決(刑集4巻9号1805頁)「元来一事不再理の原則は、何人も同じ犯行について、二度以上罪の有無に関する裁判を受ける危険に曝されるべきものではないという、根本思想に基く」)参照)。二重の危険説によると、一事不再理効が及ぶ範囲は、一般に、判決の対象とされた事実のみならず、それと公訴事実の同一性の範囲内にある事実及びと解されている。検察官は、公訴事実の同一性の範囲内において、訴因変更(刑訴法312条1項)によって被告人の処罰を求めることができたのであり、被告人は、その範囲で処罰の危険にさらされたといえるからである。

2 講評

- (1) 問題1については、「捜査のため必要があるとき」という文言の解釈を提示できていない答案が散見された。問題2については、「裁判の効力」にまで勉強が進んでいないと思われる答案が見受けられた。
- (2) 問題1及び問題2について述べるべきことは、刑事訴訟法の基本書において示されている。関係判例とその解説については、大澤裕＝川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選[第11版]』(2024年、有斐閣)34事件〔接見交通(1)－接見指定の合憲性・要件〕及び35事件〔接見交通(2)－接見指定の内容〕等参照。

以上